

平成 24 年 2 月 10 日

お客様各位

中ノ郷信用組合

年金旅行ご参加者様からの東日本大震災義援金寄付について

このたびの東日本大震災により被害を受けられた皆様に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興と皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

当組合では、第 27 回なかのごう年金旅行にご参加された皆様よりお預かりいたしました義援金を下記のとおり平成 23 年 12 月 30 日付にて日本赤十字社に寄付させていただきました。

また、併せて当組合も皆様の義援金と同額を寄付させていただきました。

この度、日本赤十字社よりその受領証が届きましたので、ここに掲示しご報告とさせていただきます。

年金旅行にご参加された皆様より、義援金の趣旨にご賛同、ご協力いただき、心よりお礼申し上げます。

記

東日本大震災義援金内訳

お客様義援金総額 参加人数 819 名×200 円 合計 163,800 円

中ノ郷信用組合

163,800 円

以上

第 10TH-0116747-1682 号



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

義援金へのご協力、誠にありがとうございました。

日本赤十字社は義援金を全額100%

被災地にお届けしています。

受領証

中ノ郷信用組合 なかのごう年金旅行参加者一同 様

東京都墨田区東駒形 4-5-4

¥ 163,800-

但 東日本大震災義援金として
上記のとおり受領いたしました。

平成 23 年 12 月 30 日

日本赤十字社

社長 近衛忠煇



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3

Tel. 03-3438-1311

(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

第 10TH-0116747-1681 号



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

義援金へのご協力、誠にありがとうございました。

日本赤十字社は義援金を全額100%
被災地にお届けしています。

受領証

中ノ郷信用組合 様

東京都墨田区東駒形 4-5-4

¥ 163,800-

但 東日本大震災義援金として
上記のとおり受領いたしました。

平成 23 年 12 月 30 日

日本赤十字社

社長 近衛忠輝



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3

Tel. 03-3438-1311

(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。